

第2章 計画の基本的考え方

第1節 計画の役割

本計画は、以下の3つの役割を担います。

① 富士吉田市の環境の将来像について共通認識を示す

本市の環境の過去からの推移や現状、課題を明らかにすることにより、本市の環境の認識を深め、環境の将来像についての共通認識を持つためのものです。

② 施策の推進方向を示す

個々に実施されている環境関連施策を体系化し、総合的に推進するための方向性を示すとともに、推進体制等を明らかにするものです。

③ 市民と事業者の参加と行動を促す指針となる

環境の保全及び創造の基本的な考え方を示し、市民、事業者、市及び滞在者が一体となって環境の保全及び創造に向けて取り組むための指針となるものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、富士吉田市環境基本条例第9条に定める環境の保全に関する基本的な計画です。

本市の最上位計画である第6次富士吉田市総合計画や、他の関連計画との整合性を図りながら、環境の保全に関する基本目標及び長期的な施策の方向等を明らかにするものです。

また、本計画は、環境分野の個別計画のうち、地球温暖化対策に関わる「地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を包含します。

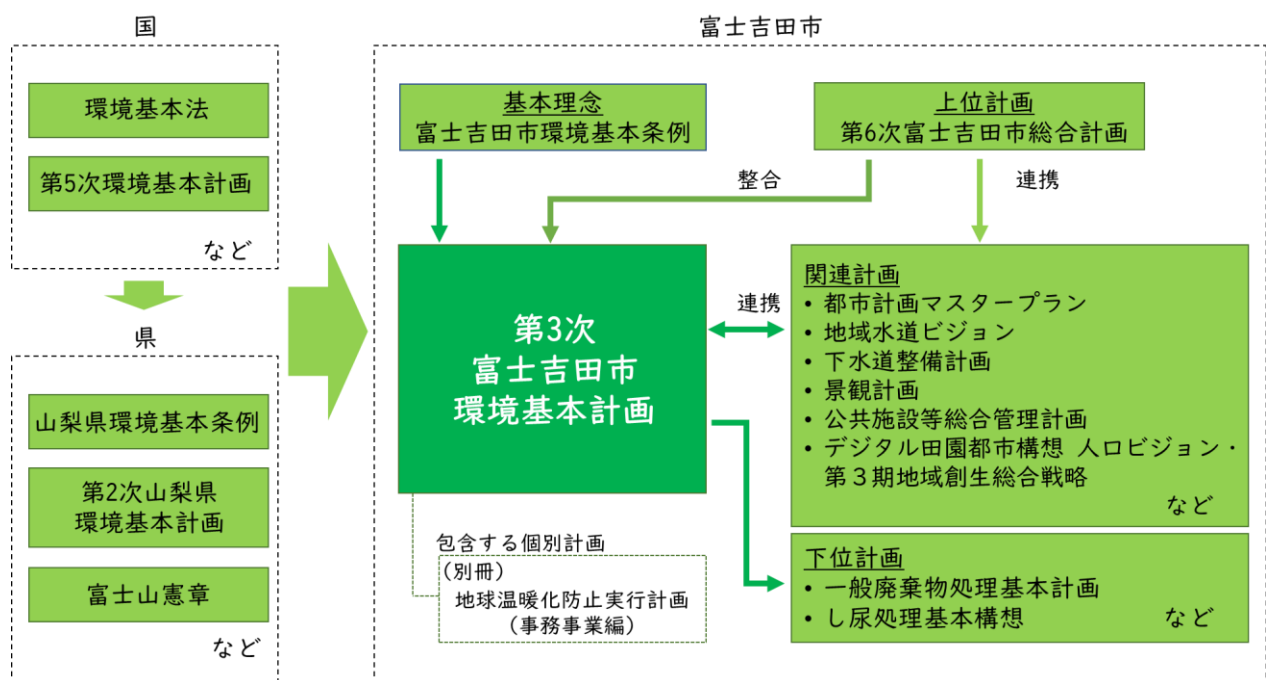


表 2-1 富士吉田市環境基本条例(抜粋)

(環境基本計画)

第 9 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向

(2)前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ富士吉田市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第 3 節 計画の基本理念

本市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市は富士吉田市環境基本条例を平成 17 (2005) 年 3 月に制定しました。この条例の中で市の環境の保全と創造に関する「基本理念(第 3 条)」を定め、環境の保全と創造を以下のように図ることとしています。本計画はこの基本理念の実現を目標とします。

表 2-2 富士吉田市環境基本条例(抜粋)

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

第4節 計画の対象

第1項 対象とする地域の範囲

本計画の対象とする地域は、富士吉田市全域を基本とします。また、国、県及び周辺市町村の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市は、これらの機関との連携を図り広域的な対応についても配慮します。

第2項 対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、本市の自然特性を考慮し、自然環境や生活環境だけではなく、環境教育や、環境に配慮した地域開発等、様々な分野において環境との関わり合いを持つものとして、以下に定めます。

表 2-3 本計画の対象とする環境の範囲

分野	環境要素
環境への社会的取り組み	環境教育の充実、環境保全活動の推進、環境情報の発信、美化活動等、協働・連携して取り組む環境
自然環境	富士山の自然や水、空気、土、動物、森林、植物等、生き物の生存基盤となる環境
地球環境	地球温暖化対策、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用、循環型社会システムの構築等、地球規模の環境
生活環境	大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤、悪臭、廃棄物、景観等、人の生活に密接な関係のある環境

第5節 計画の主体と各主体の役割

良好な環境を保全し創造していくためには、市民、事業者、市及び滞在者の各主体が富士吉田市環境基本条例に定める基本理念にのっとり、相互に連携・協働していくことが重要です。また、各主体がそれぞれの役割を認識し、日常生活や事業活動において、環境に配慮した取り組みを自主的に行うことが重要です。各主体の役割を以下に示します。

表 2-4 本計画の主体と各主体の役割

主体	役割
市民	■日常生活において、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等の環境に配慮したくらしを实践すること。 ■環境保全に向けて、一人ひとりが、身近なところから自主的に取り組みを行っていくこと。 ■本市が实践する環境の保全及び創造に関する施策に協力すること。
事業者	■事業活動は、環境に大きな負荷を与える可能性が高い活動であることを認識し、経済活動の中に環境の視点を組み込み、自主的に取り組みを行うこと。 ■事業活動の中で、環境の保全のための行動を实践し、環境への影響の低減、環境監視の徹底、情報の提供に努めること。 ■本市が实践する環境の保全及び創造に関する施策に協力すること。
市	■環境の保全及び創造に関し、総合的かつ計画的に施策を策定し、これを実施すること。 ■自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努め、市民、事業者及び滞在者との協働を図ること。
滞在者	■市民の役割に準じて環境の保全及び創造に努めること。

第6節 計画の期間

本計画は、第6次富士吉田市総合計画で本市の将来像として掲げる「富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る活力創造都市富士吉田」を環境部門から実現するためのものであるため、中長期的な視点に立ち令和6（2024）年度（初年度）～令和15（2033）年度（目標年度）の10年間を計画の期間とします。また、必要に応じ、計画期間の中間年度にあたる令和10（2028）年度に、計画の見直しを行います。

表 2-5 計画の期間

